

令和5年 第1回

福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

(令和5年2月9日)

目 次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程・会議に付した事件	1
開会・開議	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 選挙第1号 副議長の選挙	3
日程第3 会期の決定	4
日程第4 会議録署名議員の指名	4
日程第5 諸般の報告	4
日程第6 議員提出 福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の 議案第1号 保護に関する条例の制定について	5
日程第7 議案第1号 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施 行条例の制定について	6
日程第8 議案第2号 福岡県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上 限年齢制に関する条例の制定について	6
日程第9 議案第3号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部改正について	6
日程第10 議案第4号 令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	8
日程第11 議案第5号 令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算	10
日程第12 議案第6号 令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算	10
日程第13 一般質問	17
日程第14 請願第1号 75歳以上の医療費窓口2割自己負担の凍結を求 める意見書採択と正規保険証の交付を求める請願 書	22
日程第15 請願第2号 広域連合議会において「75歳以上の高齢者のい のちと健康を守る」政策を国に求める請願	22
日程第16 請願第3号 後期高齢者の医療制度「改悪」等に反対する“国 への「意見書」提出”を求める請願書	22
日程第17 請願第4号 75歳以上の医療費窓口自己負担2割化の凍結な どを求める意見書提出についての請願書	22
閉会	27
会議録署名	28

日時・場所

令和5年2月9日(木) 午後2時00分
博多サンヒルズホテル 2階 瑞雲の間
(福岡市博多区吉塚本町13番55号)

出席議員(26名)

1番 中村 義雄	2番 木畑 広宣	3番 有田 絵里
4番 尾花 康広	5番 山田 ゆみこ	6番 中山 郁美
7番 関 好孝	8番 大塚 進弘	9番 秀村 長利
10番 小林 義憲	11番 金子 健次	12番 西田 正治
13番 工藤 政宏	14番 福田 浩	16番 井上 澄和
17番 吉田 剛	20番 高木 典雄	22番 月形 祐二
23番 松月 よし子	24番 武末 茂喜	25番 阿部 寛治
26番 世利 良末	27番 森山 浩二	28番 井上 利一
31番 道 廣幸	32番 坪根 秀介	

欠席議員(6名)

15番 加地 良光	18番 楠田 大蔵	19番 原崎 智仁
21番 林 裕二	29番 田頭 喜久己	30番 渡邊 元喜

説明員

広域連合長	二場 公人	副広域連合長	三浦 正
事務局長	米田 昭彦	事務局次長	齋村 隆一
会計管理者	原 房枝	総務課長	釘崎 哲郎
保険課長	齋藤 渉	健康企画課長	管 正剛

議事補助員

書記	石松 昇	書記	古藤 春香
----	------	----	-------

議事日程・会議に付した事件

日程第1	議席の指定	
日程第2	選挙第1号	副議長の選挙
日程第3	会期の決定	
日程第4	会議録署名議員の指名	
日程第5	諸般の報告	

日程第 6	議員提出 議案第 1 号	福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第 7	議案第 1 号	福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について
日程第 8	議案第 2 号	福岡県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例の制定について
日程第 9	議案第 3 号	福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 4 号	令和 4 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 5 号	令和 5 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第 1 2	議案第 6 号	令和 5 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
日程第 1 3	一般質問	
日程第 1 4	請願第 1 号	75 歳以上の医療費窓口 2 割自己負担の凍結を求める意見書採択と正規保険証の交付を求める請願書
日程第 1 5	請願第 2 号	広域連合議会において「75 歳以上の高齢者のいのちと健康を守る」政策を国に求める請願
日程第 1 6	請願第 3 号	後期高齢者の医療制度「改悪」等に反対する“国への「意見書」提出”を求める請願書
日程第 1 7	請願第 4 号	75 歳以上の医療費窓口自己負担 2 割化の凍結などを求める意見書提出についての請願書

■開会・開議（午後２時００分）

○議長（森山 浩二） 皆さん、こんにちは。議長の森山でございます。

開会に先立ち、議員並びに傍聴の皆様申し上げます。本定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用をお願いいたします。

また、議場内の換気を図るため、会議中も議場出入口を開放したままとするなど、感染防止を踏まえた運営を行ってまいりますので御了解ください。

それでは、ただいまから、令和５年第１回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、２６名でございます。

議員定数は３４名で、定足数は１７名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付したとおりです。

■日程第１ 議席の指定

○議長（森山 浩二） 日程第１、議席の指定を行います。議席は、会議規則第４条第１項の規定により、現在、御着席の席をもって議席といたします。

■日程第２ 選挙第１号 副議長の選挙

○議長（森山 浩二） 次に、日程第２、選挙第１号 副議長の選挙を行います。

副議長でありました岡本 陽子氏の広域連合議会議員辞職により、現在、副議長が不在となっております。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選としたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名方法については、議長において指名することとしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。福岡県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、宗像市議会の副議長であります、１７番、吉田 剛議員を指名いたします。

お諮りいたします。吉田 剛議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、吉田 剛議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました吉田 剛議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。それでは吉田副議長、就任の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（吉田 剛） ただいま副議長就任に御賛同いただきました、宗像市議会の吉田 剛です。

広域連合が担う後期高齢者医療制度の安定運営に向けて、森山議長を支え、また、力を合わせながら、本議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。

どうか、議員の皆様方の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任の御挨拶とかえさせていただきます。

○議長（森山 浩二） ありがとうございます。

■日程第3 会期の決定

○議長（森山 浩二） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定しました。

■日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（森山 浩二） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、24番、武末 茂喜議員、31番、道 廣幸議員を指名いたします。

■日程第5 諸般の報告

○議長（森山 浩二） 次に、日程第5、諸般の報告を行います。

まず、議員異動の報告です。

前回の定例会後に議員を辞職されました方、及び当選されました方は、お手元に配布しております「議員異動報告書」のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果報告です。お手元に配付のとおり、監査委員から「令和4年6月から令和4年11月までの例月現金出納検査報告」があつておりますので、報告いたします。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長、その他の関係職員の出席を求めましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、広域連合長から発言の申出があつておりますので、これを許可いたします。

○広域連合長（二場 公人） 議長。

○議長（森山 浩二） 二場広域連合長。

○広域連合長（二場 公人） 皆さん、こんにちは。広域連合長の二場でございます。

議員の皆様におかれましては、御多忙にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。定例会の開会に当たりまして、一言、挨拶申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年4月の施行以来、円滑な運営ができております。これもひとえに、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様の御協力の賜物と、感謝いたしております。

さて、昨年からの団塊の世代が75歳を迎え始め、後期高齢者が急増する中、政府は、昨年末、全世代型社会保障構築会議及び社会保障審議会において、後期高齢者の保険料負担の見直しなど、次期改革に向けた報告を取りまとめました。

一方、本広域連合といたしましては、引き続き、被保険者の皆様の健康づくりや、全国で最も高い水準にある医療費の適正化を推進するため、次期データヘルス計画の策定や、保健事業の一層の充実を、市町村の皆様と連携をして進めてまいります。

今後とも、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の定例会におきましては、「令和5年度予算」をはじめ、「令和4年度補正予算」及び「条例」議案を提出しております。

議員の皆様には、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

■日程第6 議員提出 福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
議案第1号

○議長（森山 浩二） 次に、日程第6、議員提出議案第1号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○25番（阿部 寛治） はい。

○議長（森山 浩二） 25番、阿部 寛治議員。

○25番（阿部 寛治） 篠栗町の阿部でございます。

それでは私の方から、議員提出議案第1号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」の提案理由を説明いたします。

皆様方、表紙に「議員提出議案」と書かれた議案書の1ページを御覧ください。

令和3年に個人情報保護法が改正されましたが、議会については、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいとのことから、同法の適用対象から除外されております。

本議案は、当議会における個人情報の適切な取扱いを確保するため、法と同様の規定を定める「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」を新たに制定するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森山 浩二） 議員提出議案第1号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

- | | | |
|-------|-------|---|
| ■日程第7 | 議案第1号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について |
| ■日程第8 | 議案第2号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例の制定について |
| ■日程第9 | 議案第3号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |

○議長（森山 浩二） 次に、日程第7、議案第1号「福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について」から日程第9、議案第3号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」までの3件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第1号から議案第3号までの条例議案について、一括して御説明いたします。

「条例議案」と記してあります冊子の1ページをお願いいたします。

まず、議案第1号「個人情報保護法施行条例の制定について」であります。これは、個人情報保護法の一部改正に伴い、同法の施行に関して必要な事項を定めるものでございます。

2ページから6ページまでが条例全文、7ページから11ページまでが附則で改正する情報公開条例と、情報公開・個人情報保護審査会条例の新旧対照表となっております。

内容の説明をさせていただきますので、別冊の「議案に関する説明書」を御覧ください。

2ページをお願いいたします。

1の「制定の概要」です。

デジタル社会の形成を図るため、個人情報保護法が改正されたことに伴い、改正法で義務付けられた事項などを定める本条例を制定するものでございます。

なお、現行の個人情報保護条例については、改正法と重複する規定を条例で定めることは許容されていないことから廃止いたします。

2の「制定の内容」について、主な内容は、第3条で開示義務の範囲について、情報公開条例と整合を図るため公務員の氏名も開示対象にすること、第4条・第5条で、開示決定等の期限について改正法が定める30日以内を15日以内にするなど現条例と同様に短縮すること、第6条の開示請求の手数料等について、手数料は無料としますが、写しの交付に係る費用はこれまでと同様に負担をお願いするものであります。

次に、3の「附則における関連条例の改廃の内容」につきましては、情報公開条例と情報公開・個人情報保護審査会条例について、条例間の整合を図り、文言の整理などを行っております。

施行期日は、改正法の施行に合わせ、令和5年4月1日となります。

以上が議案第1号の説明です。

続きまして、議案第2号「管理監督職勤務上限年齢制に関する条例の制定について」御説明いたします。

「条例議案」の冊子では、12ページ及び13ページです。

説明は、引き続き「議案に関する説明書」でさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

1の「制定の概要」ですが、地方公務員法の一部改正により、条例改正が必要な事項として記載しているとおおり、①定年の引上げから⑦暫定再任用措置までの内容が挙げられております。

当広域連合の常勤職員は、すべて構成市町村等から派遣されており、派遣先である広域連合としては基本的に定める必要はないのですが、管理監督職の勤務上限年齢制に関しましては、「広域連合の取扱いにも関わることであり、定めるべき」との国の見解を踏まえ、本条例を制定するものでございます。

2の「制定の内容」についてですが、第2条で、管理職手当が支給される管理監督職として、事務局長、次長と3課長を規定いたします。

第3条で、上限年齢を60歳としますが、派遣元のルール、事情を尊重し、受入れできるように例外規定を設けております。

本条例の施行は、令和5年4月1日となります。

続きまして、議案第3号「後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

条例議案の冊子では14ページから16ページです。

引き続き、「議案に関する説明書」で説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

1の「改正の概要」ですが、政令改正により低所得者世帯の保険料の減額基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2の「改正の内容」ですが、被保険者均等割額を減額する基準について、被保険者数に乗じる金額を、5割軽減は28万5千円から29万円に、2割軽減は52万円から

53万5千円にするものであります。

施行期日は、令和5年4月1日としております。

以上が議案第3号の説明です。

条例議案の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森山 浩二） 議案第1号から議案第3号までについて、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

まず議案第1号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第10 議案第4号 令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（森山 浩二） 次に、日程第10、議案第4号「令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第4号について御説明いたします。

予算議案書をお願いいたします。

その5ページをお願いいたします。

「令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ65億3,667万6千円を増額して、それぞれ8,245億6,568万3千円とするとともに、債務負担行為の補正を行うものであります。

補正の内容について御説明いたします。

14ページ、15ページをお願いいたします。

まず初めに、歳入について御説明いたします。

1款1項3目「療養給付費負担金」を2億3,028万8千円増額いたします。これは、令和3年度決算に伴う精算により、市町村から追加で交付いただくことになったものであります。

次に、8款1項1目「繰越金」を63億638万8千円増額いたします。これは、令和3年度決算剰余金の全額を繰越金に計上するため、未計上分を増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

16ページ、17ページをお願いいたします。

上段の5款1項1目「運営安定化基金積立金」を64億9,706万7千円増額いたします。これは、令和3年度決算剰余金の令和5年度財源充当予定分を、一旦、運営安定化基金へ積み立てるものであります。

次に、下段の7款1項1目「保険料還付金」を1,470万円増額いたします。これは、市町村が被保険者に支払う保険料還付金の不足について市町村に交付するため、増額するものです。

次に、7款1項3目「償還金」を2,490万9千円増額いたします。これは、令和3年度の国・市町村等の負担金、補助金及び交付金の精算が見込みを下回ったこと、並びに令和3年度会計検査院検査で国の調整交付金の交付が一部過大とされたため、平成29年度から令和2年度の該当部分の返還を行うことによるものであります。

ページを戻りまして7ページをお願いいたします。

債務負担行為について御説明いたします。

「1追加」につきましては、令和4年度に次期データヘルス計画の策定に係る契約を行うため、限度額を3,014万円とするものであります。

次に、「2変更」につきましては、簡易申告書印刷封入封かん業務委託料など5件の委託料について、単価や業務量の増を見込み、限度額を表に記載のとおり増額するものであります。

以上で、議案第4号「令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（森山 浩二） 議案第4号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第11 議案第5号 令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合
一般会計予算

■日程第12 議案第6号 令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計予算

○議長（森山 浩二） 次に、日程第11、議案第5号「令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第12、議案第6号「令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第5号及び議案第6号について、一括して御説明いたします。

予算議案書をお願いいたします。

まず、議案第5号「令和5年度一般会計予算」の内容について御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億5,628万5千円となっております。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により御説明いたします。

28ページ、29ページをお願いいたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

1款1項1目「市町村負担金」は、構成市町村からの事務費負担金3億5,498万5千円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

30ページ、31ページをお願いいたします。

上段の1款1項1目「議会費」は、広域連合議会の運営に必要な経費として103万8千円を計上しております。

下段の2款1項1目「一般管理費」は、右端の説明欄に記載のとおり、職員の給与関係費2億7,561万9千円など、3億5,005万8千円を計上しております。

以上が、議案第5号「令和5年度一般会計予算」の説明であります。

続きまして、議案第6号「令和5年度後期高齢者医療特別会計予算」について、御説明いたします。

43ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,428億2,090万2千円となっております。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、御説明いたします。

52ページ、53ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて御説明いたします。

1款1項「市町村負担金」は、構成市町村からの事務費、保険料等、及び療養給付費

の負担金として、1,478億960万7千円を計上しております。

2款1項「国庫負担金」は、療養給付費や高額医療費に対する国の負担分2,050億501万7千円を計上しております。

2款2項「国庫補助金」は、広域連合ごとの財政の不均衡を調整するなどのため交付される「調整交付金」など、724億3,941万3千円を計上しております。

3款1項「県負担金」は、療養給付費及び高額医療費に対する県の負担分、714億3,282万5千円を計上しております。

4款1項「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金として、3,359億1,147万1千円を計上しております。

7款1項「基金繰入金」は、運営安定化基金からの繰入金として、87億1,793万4千円を計上しております。

これは、令和5年度の財源に充当するため、令和4年度特別会計補正予算に計上した基金積立金を含め取り崩すものであります。

54ページ、55ページをお願いいたします。

8款1項「繰越金」について、前年度は85億3,458万8千円を計上していましたが、令和5年度については、基金からの取崩しを財源とするため、当初予算では1千円の予算計上としております。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

56ページ、57ページをお願いいたします。

1款「総務費」につきまして、1款1項1目「一般管理費」は、保険事業の事務執行に係る経費として、18億5,917万8千円を計上しております。主なものとしては、右端の説明欄に記載のとおり、「レセプト点検関係費」2億9,148万8千円、61ページに記載の「電算関係費」9億5,013万4千円などであります。

62ページ、63ページをお願いいたします。

歳出の大半を占める2款「保険給付費」につきまして、2款1項1目「療養給付費」は、医療機関等に支払う医療給付でございまして、被保険者数の増などにより、前年度に比べ348億7,128万2千円増となる8,149億5,349万9千円を計上しております。

2款2項1目「高額療養費」は、医療費の自己負担額が一定の基準を超えた場合に支給するものでございまして、76億8,588万7千円を計上しております。

64ページ、65ページをお願いいたします。

下段の4款「保健事業費」につきまして、4款1項1目「健康診査費」は、15億2,179万8千円を計上しております。「健康診査費」は、前年度に比べ4億5,505万8千円の増となっております。これは、検査項目を追加することや、歯科健診の対象者について、76歳のみだったものを76歳から80歳までに拡大することなどによるものであります。

66ページ、67ページをお願いいたします。

中段の4款1項2目「その他健康保持増進費」は、健康診査以外の事業として、9億559万9千円を計上しております。

主なものは、69ページの説明欄ですが、市町村と連携して実施する、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業関係費7億7,061万3千円などであります。

なお、この「その他健康保持増進費」は、前年度と比べ、5億5,658万7千円の減額となっておりますが、これは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業関係費が、実施市町村の拡大を見込む一方で、執行状況を踏まえ事業費を見直したことによるものであります。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

ページは戻りまして、46ページをお願いいたします。

令和6年度以降に支出を要する、広域連合電算処理システムネットワーク運用保守委託料など8件について、令和5年度中に契約が必要なものについて限度額を設定するものであります。

最後に、別冊の「議案に関する説明書」で、運営安定化基金の状況について補足説明させていただきます。

資料の12ページをお願いいたします。

下の表「5運営安定化基金」のところですが、令和3年度末の現在高は124億9,753万3千円ございました。

令和4年度に令和3年度決算剰余金を積み立てるため、64億9,706万7千円の予算補正を行い、令和5年度は、この積立額を含め87億1,793万4千円を財源に充てるため取り崩すこととしており、その結果、令和5年度末の現在高は102億9,719万4千円となる見込みでございます。

令和4年度積立額よりも多く取り崩すことにつきましては、歳入の高額医療費負担金が、保険料率算定時の見込みより下回るとしたことなどによるものであります。

運営安定化基金は、こうした財源不足に充てるほか、今後の保険料率算定時の活用につきまして、中長期的な視点で検討してまいります。

以上で、議案第6号「令和5年度後期高齢者医療特別会計予算」について説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森山 浩二） 議案第6号について、質疑の通告がございますので、これより質疑を行います。

質疑の回数は、会議規則第49条の規定により、同一議員につき3回までです。再質疑を行う際は、挙手をして「議長」とお呼びください。また、質疑の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で10分以内としますので御了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 皆様、お疲れ様でございます。福岡市の中山 郁美です。

私は、議案第6号「令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、質疑を行います。

本予算案は、新年度の保険給付費が今年度よりも398億円余り増額する見込みの下で、総額8,428億2,090万2千円を計上するものです。新年度は第8期の2年目にあたるため、保険料については今年度と同額のまま、改定しないということを前提とした予算案となっております。これでいいのか、その問題意識を中心にお尋ねしてまいります。

まず、運営安定化基金の活用についてです。

この基金は、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するためという目的で、本広域連合の下に作られた基金です。毎年度の決算剰余金を積み上げてきたもので、被保険者から徴収した保険料のうち、多く取り過ぎた分も含んでいるものです。2021年度末の残高は、124億円余。これに2022年度の剰余金など約65億円余を積み立てる予定であり、その時点での残高は約190億円になる見込みです。

本議案は、そのうち87億円余を早速取り崩し、歳入として受け入れるというものになっております。

そこでまず、この運営安定化基金を、87億円取り崩す理由についてお尋ねいたします。

次に特別会計の大きな要素となっている保険料についてです。

昨年2月の本議会において、私は第8期保険料額について、基金も活用した大幅引下げを求めましたが、そうならず、2022年度と新年度2023年度の保険料は一人当たり平均で8万1,371円となり、史上2番目の高さとなったのであります。

そしてそれから1年、現下の物価高騰は深刻な状況となり、実質賃金も、実質年金も引き下がるという深刻な状況となっています。そのような中、史上2番目に高い保険料水準になっていることについて、御所見を伺います。

次に、異常な物価高騰の下での、被保険者への負担軽減策についてです。

後期高齢者医療制度の被保険者のうち、多くの方が年金収入のみで生活しており、現在のマクロ経済スライドがとられている年金制度の下では、収入が増える見込みはほとんどなく、日々ぎりぎりの生活を余儀なくされています。

預貯金があっても、それを切り崩して不安が募る一方という方も少なくありません。その方々に襲いかかる物価高騰の波は、すさまじいものがあります。

節約したのに電気代が2倍になった、買い物に行っても安いものは売り切れていて節約のしようがないなど、困難と怒りの声が広がっています。

まさに今、低所得の方が多く後期高齢被保険者の暮らしは、緊急事態に直面していると言っても過言ではありません。

このような中だからこそ、社会保障分野においては、保険料などの負担を緊急に軽くする手立てが求められております。

そこで、物価高騰に伴う、広域連合としての被保険者に対する負担軽減策について、考えているものがあるのかお尋ねします。

以上で1問目を終わります。

○議長（森山 浩二） 執行部の答弁を求めます。

○事務局次長（齋村 隆一） 議長。

○議長（森山 浩二） 齋村事務局次長。

○事務局次長（齋村 隆一） まず、運営安定化基金を約87億円取り崩す理由でございます。

令和4年度、5年度の保険料率の算定に当たりましては、令和3年度決算剰余金を160億円と見込み、令和4年度は約85億円、令和5年度は約75億円を財源に見込んでおりました。

しかしながら、先ほどの補正予算のとおり、令和5年度に活用するため、令和4年度に決算剰余金を運営安定化基金に積み立てた額は約65億円に留まること、並びに、歳入の高額医療費負担金が料率算定時の見込みを下回るとしたことなどにより、積立額より多く取り崩すこととしたものでございます。

次に、第8期保険料の水準及び負担軽減策についてお答えします。

第8期の保険料率算定は、医療給付費の見込みに基づき、法令に定める基準に従って算定するとともに、決算剰余見込み160億円を全額抑制財源として活用いたしました。

これにより、一人当たり約800円引き下げております。

保険料は、所得に応じた所得割と均等割で構成されておまして、均等割は7割から2割の軽減措置を所得に応じて適用することで、負担を軽減しております。

今回、物価上昇を踏まえ、軽減拡大を行う条例改正案を提出し、先ほど可決いただいたところでございます。

さらに、納付が困難な場合には、分割納付の相談や減免制度の案内、福祉サービスへつなぐなど、きめ細やかに対応しております。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） まず、運営安定化基金については、いわば経常経費が不足するために87億円を取り崩して活用するというものであります。

本来この基金には、被保険者が納めた保険料のうち余った分を積み立てたものであり、被保険者の保険料軽減に充てるというのが筋です。

しかし今回は、経常経費の穴埋めに使い、保険料の軽減に使うものではないというこ

とです。経常経費に使うことについて、やむを得ない点はあるとしても、保険料引下げについて1円も活用しないというのは、大きな問題です。

現在、高齢者の支出は以前と比べ、消費税が上がり、コロナ対策としても負担が増え、加えて襲い掛かる物価高ということで、相当に増えています。

限られた年金収入などで、手元に残るお金は確実に減っている。

今期の1人当たり保険料は、額面では史上2番目であっても、実質保険料は史上最高になっていると思いますが、そういう認識はないのかお尋ねします。史上2番目の社会保険料について、「適正に決めた」、「問題ない」、こういう答弁でした。そして負担軽減対策については何も考えていない、とのことでした。あまりにも高齢者に冷たい姿勢ではないでしょうか。

今年度、年金額はまた引き下がります。

そして、後期高齢医療保険料とともに、高齢者から無条件で取り上げるもう一つ、介護保険料も低所得層の一部を除いて上がり続けています。そして、物価高騰は留まるところを知らず、消費者物価指数は、前年同月比で41年ぶりの上昇率となりました。

高齢者からは、もう節約するところがない、食費を削るしかなく1日2食で済ませている、暖房はつけず毛布にくるまって生活している、など悲痛な声が届いています。まさに、緊急事態と言わなければなりません。負担軽減策を緊急に打つことが求められています。

したがって、第8期途中でも、後期高齢医療保険料を引き下げなければ、滞納者の増加や、被保険者の生活破綻につながるのではないかと、御所見を伺います。

具体的には、未曾有の物価高騰対策として、運営安定化基金をさらに取り崩して保険料引下げに活用するとともに、県が管理し、62億円積み上がっている財政安定化基金の活用も求められているのではないかと、御所見を伺います。

○議長（森山 浩二） 執行部の答弁を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） お答えします。

保険料は、医療給付費の見込みに基づいて算出しております。この医療給付費は、医療の高度化や被保険者の高齢化により、引き続き増大が見込まれます。

そのような中、剰余金見込み160億円という過去最大額を抑制財源として充て、負担の抑制を図っております。このことから、保険料率は適切なものと認識しております。

また、保険料率は、法令に基づき2ヶ年を通じて財政の均衡を保つよう算定しておりますので、第8期中途において見直すことは考えておりません。

したがって、今期において、運営安定化基金の更なる活用や、県との協議を要する財政安定化基金の活用は考えておりません。

以上でございます。

○6番(中山 郁美) 議長。

○議長(森山 浩二) 6番、中山 郁美 議員。

○6番(中山 郁美) まず保険料について、実質史上最高だと私、指摘したのですが、この点について認められませんでした。

そして、引下げは考えない、予算案以上の基金活用はしないと頑な答弁に終始されました。

しかし、昨年立てられた今期の予算の時点では、これほどまでの物価高騰は想定されていませんでした。出費がかさみ、被保険者の可処分所得はこの一年間で確実に下がっています。保険料を負担できる能力も当然下がっている。

そもそも、医療も介護もその保険料は負担能力に応じたものにするというのが大原則です。それを自民党政権は踏み破り、国が出すべき負担金を減らし、被保険者に押し付ける保険料負担を増大させ続けてきました。

あらゆる限界を超えた保険料になっても、被保険者は負担せざるを得ず、各出費を削り泣く泣く納めてきた。そこに襲い掛かった物価高騰です。これはもはや、個人の努力ではどうにもならないところまできております。政治が責任を果たすべきときであり、広域連合としての手立てを取るべきです。

しかしながら、今回提案の新年度特別会計予算はそうになっておりません。

本予算案は物価高騰に対応するものになっておらず、2つの基金の活用を行い、第8期中でも2023年度保険料を緊急減額する予算へと組み替えるべきではないか、御所見を伺い、質疑を終わります。

○議長(森山 浩二) 答弁を求めます。

○広域連合長(二場 公人) 議長。

○議長(森山 浩二) 二場広域連合長。

○広域連合長(二場 公人) 基金の活用については、今後も団塊の世代の加入や、高齢化などによる医療給付費の増大により、保険料の上昇が見込まれるため、計画的に活用する必要があります。

したがって、現在の保険料率を見直すために、予算の組み替えを行うことは考えておりません。

以上でございます。

○議長(森山 浩二) 通告のございました質疑は、以上です。これにて質疑を終わります。討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

まず、議案第5号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成議員の起立。)

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成議員の起立。)

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第13 一般質問

○議長（森山 浩二） 次に、日程第13、一般質問を行います。質問の回数は会議規則第57条の規定により同一議員につき3回までです。再質問を行う際は、挙手をして「議長」とお呼びください。

また、質問の時間は会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき答弁時間を除き、3回合計で15分以内といたしますので御了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 私は、窓口負担2倍化、及び保険料滞納と短期保険証について一般質問を行います。

まず、窓口負担2倍化問題についてです。

岸田政権は昨年10月より、後期高齢者医療被保険者の約2割の対象者に対して、窓口負担を2割、つまり2倍に引き上げる大改悪を強行しました。

長引く新型コロナの影響で、感染した場合、重症化が懸念される高齢者の生活は一変し、外出の抑制を余儀なくされました。かかりつけ医への通院、受診を控えなければならなくなり、精神的にも肉体的にも苦痛を強いられる状況となりました。

そして、1年前に勃発したロシアプーチン政権によるウクライナ侵略戦争が、我が国におけるアベノミクス以来の経済政策の失敗を浮き彫りにしました。意図的に作り出された異次元の金融緩和は、円安を拡大、継続させ、輸入に頼る日本の物価高騰を引き起こし、現在も収束の見込みは全く立っておりません。出費はかさむ一方で、年金は引き下げられ続けています。ごくごく一部の大資産家を除いて、圧倒的多数の後期高齢被保険者は実質的には低所得層であり、限らない節約を余儀なくされてきたのです。教養娯楽費、交際費などはもちろん、食費、光熱費など、健康と生存に関わる経費さえ節約せざるを得なくなったのです。

そしてさらに、こともあろうに、この被保険者の皆さんに対し、単身世帯で所得200万円を超える方々に対して、2倍の負担が押し付けられたのであります。「あなたの窓口負担が2割になります」との通知を受け取った該当者のうち、かなりの方々が、もう節約できるところを見い出せず、病院に行くのを控えるか、回数をさらに少なくす

るという道しか残されなくなりました。いわゆる受診控えであります。これが10月以降生じている、私の把握している実態です。

そこで、広域連合としては、2割負担実施後の受診控えなど、被保険者への影響についてどう把握しているのか御所見を伺います。

次に、保険料滞納と短期保険証についてです。

今期第8期の一人当たり保険料は、議案質疑でも取り上げたように、8万1,731円となり、制度発足以来、前期に続く史上2番目の高さになっています。

保険料の徴収方法は原則として特別徴収、年金天引きです。年額18万円を超える年金があれば、特別の手続をしない限り強制的に徴収されるわけです。滞納のしようがありません。保険料を滞納しておられる方の大部分は、年金が年額18万円以下の低所得の方々で、いわゆる手納めの方々です。こういう方々の中で、保険料滞納を理由に、昨年8月1日現在で県内4,363人の方が、6ヶ月の短期証に切り替えられていました。

そこで、こういう方々の保険料滞納の要因について御所見を伺います。併せて、払えない事情について、どのような手立てで把握しているのかお尋ねいたします。

短期保険証に切り替えられた方は、期限がきたら保険料を納付した上で、次を交付してもらう手続を自ら行わない限り、全額負担となります。実質、無保険状態であり、医療を受ける権利を奪われます。75歳以上の高齢者、そして保険料を払えない何らかの事情をお持ちの方に対して、あまりにも冷たい仕打ちではないでしょうか。

そこで、短期保険証への切り替えは望ましいやり方ではないという認識はないのかお尋ねし、1問目を終わります。

○議長（森山 浩二） 執行部の答弁を求めます。

○事務局次長（齋村 隆一） 議長。

○議長（森山 浩二） 齋村事務局次長。

○事務局次長（齋村 隆一） まず、2割負担実施後の受診控え等の影響についてお答えいたします。

窓口2割負担は、一定以上の所得がある方が対象でございます。

また、新たな配慮措置により、必要な受診が抑制されないよう制度設計がなされており、現在実施中でございます。

受診への影響を緩和するこれらの措置により、必要な医療を確保したいと考えております。

次に、保険料滞納の要因や、その把握についてお答えいたします。

滞納の要因は、急な入院や長期入院、急な支出など様々なものがございます。このような事情は、市町村の窓口において把握しております。

短期保険証については、相談の機会を増やし、個々の事情を把握してきめ細やかに対応するために交付しているものでございます。

以上です。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） まず、窓口負担の2倍化についてです。

私は、窓口負担の2倍化によって既に影響が出ているのではないかと、連合としてどう把握しているのかと尋ねました。しかし、答弁はまさに国の言い分を代弁するものでした。心を寄せない姿勢だと思えます。これひどいと思います。連合として、影響を把握する取組さえともにやっていないということです。

私は、今議会に臨むに当たり、福岡県民主医療機関連合会の方々から、貴重なアンケート結果をいただきました。対象は、負担が2倍になった御本人や御家族などで、2倍化実施後に調査された、まさに生の声を中間でまとめたもので、サンプルは430件です。これを見ると、影響は大変大きいものとなっています。

まず、現在の家計状況については、「厳しい・どちらかと言えば厳しい」と答えた方が52%、「どちらともいえない」が30%、「ゆとりがある・どちらかといえばゆとりがある」という方はわずか15%です。

政府などが宣伝する、高齢者は資産がある、ゆとりがあるというのは全くの嘘だというのが分かります。

現在の家計支出の中で、負担が大きいと感じてるものについて尋ねた問いについては、食費・水光熱費に次いで、医療・介護費が4位の住居費を大きく引き離して3位となっています。物価高騰の影響が大きい食費と水光熱費の負担感は別格として、やはり医療と介護の費用負担が1番重くなっています。

一方、節約しているものについては、これも食費と水光熱費と続き、さらには趣味、レジャー、交際費も5位となっています。生きていくのに必要な食費と水光熱費さえ節約せざるを得なくなり、趣味や交際費、これには冠婚葬祭費も含まれていますが、これらまで節約の対象になっている実態です。

そして、窓口負担の2倍化で、今後の家計状況にどのように影響すると考えるか、との問いには、「厳しくなる」が32%、「どちらかと言えば厳しくなる」が35%、合計で67%。約7割の方々が困難を感じておられます。

影響が大きいのかのような連合の認識だとすれば大間違いだし、実態が分かっているのに捻じ曲げようとしているのならば、大問題です。

いずれにしても、実施した側が責任を持って、実施後の影響を公式に調べるべきであります。

したがって、広域連合の責任で、医療費窓口2倍化後の影響等について実態調査を行うべきではないかと思いますが、答弁を求めます。

次に、保険料滞納と短期保険証についてです。

答弁によると、滞納者がどのような事情を抱えているのか、これは市町村の窓口で把

握しているところおっしゃいました。

しかし、短期証の数がこれだけ多いというのは、機械的にやっているという懸念が大変強いわけです。払えるはずだ、払わないのは悪質だと、決めつけるやり方が行われているのではないかというふうに思います。「払えるのに払えない」という方は、そういらっしやいませぬ。負担能力を超えたり、突発的な出費でやむを得ず滞納してしまった、そういう事情を、丁寧に聞き取る必要があるのではないのでしょうか。

そこでそもそも、滞納を理由に短期保険証に切り替えるやり方は、医療を受ける権利を奪うことになり、国民皆保険に反するものではないかと思いますが、所見を伺います。

併せて、体制も取って滞納の事情を丁寧に聞き取る仕組みを作るべきではないか、御所見を伺って、2問目を終わります。

○議長（森山 浩二） 答弁を求めます。

○事務局次長（齋村 隆一） 議長。

○議長（森山 浩二） 齋村事務局次長。

○事務局次長（齋村 隆一） まず私から、保険料滞納と短期保険証についてお答えいたします。

短期保険証を交付されている方が、例えば、現在、分割納付を行っている場合でも、良好な納付がございましたら、通常の保険証を交付してございます。

こういった御事情をぜひ、市町村の窓口で御相談いただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） 次に、私から、2割負担に係る広域連合による実態調査についてお答えいたします。

昨年度の法改正に当たり、参議院厚生労働委員会で同様の附帯決議がなされており、国において適切な措置が講じられるものと考えております。

なお、本広域連合としては、データヘルス計画の改定や各種の保健事業に反映させるため、医療機関等のレセプトや、被保険者の方々の健康診査等を通じて、一定の実態把握を行っております。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） まず、保険料の滞納と短期保険証についてです。

滞納者については、市町村の窓口で御相談くださいとおっしゃいました。しかしですね、高齢者の方は相談もできないというのが実態なんです。滞納が起きた時点で連合なり、市町村からですね「どうされましたか？」と連絡を取ってね、そして丁寧に聞き取って対応すると、こういう姿勢が欠けているんじゃないかと思うんですね。払えなく

なったからといって、高齢者は役所に行くのはなかなか困難で、どこに相談すればいいかも分かりにくい。実質はそういった方に問答無用で短期証というやり方をしている。これは福祉の心が欠けていると思います。これまでの対応を改めるべきです。滞納者に対する短期保険証への切り替えはやめて、事情を聞く体制を市町村と協力してしっかり作り、減免や他制度につなぐなどして、医療を受ける権利を切れ目なく保証すべきではないか御所見を伺います。

次に、窓口負担の2倍化についてです。影響についての実態調査については拒否されました。レセプト点検等で把握すると。全く違う話ですよ。調査をやれば、強行したことへの理不尽さが浮き彫りになるからでしょう。もちろん国がやるべきですが、被保険者に直接関わる広域連合として、生きた実態をつかんでこそ、今後の施策に反映できます。

実態把握なしに、減免や制度の見直しの発想は生まれません。実態調査を重ねて求めておきます。

民医連の調査には、個人のコメントがたくさん書かれています。

例えば、現在の家計状況について「ゆとりがあるかないかどちらとも言えない」と答えた方でも、年金は下がり医療費も2倍になり生活が大変という方もいます。月によっては赤字のときもあり、年金が下がるばかりで不安です、というものもありました。こういう方々はむしろ、家計状況については「厳しい」と答えてもらっていい方々だと思いますが、「どちらとも言えない」という回答をされています。

そのように見ると、やはり、被保険者全体を不安や困難が覆っていると言えると思います。

コメントの一つひとつを見ると、本当に切実です。いくつか紹介します。

年金は下がる、医療費も2倍になり生活が大変、年金だけでは生活できないので貯金を崩して賄っている、あと何年生きるか分からないため不安です、今年になってからも物価高騰で厳しさが増加している、医療費を2倍にするなら年金上げてください、そして1割負担に戻してください、という声が多数です。

そして、深刻なのは「薬の種類や回数を減らします」というものや、2割負担が大変で病院に行くのを控えてしまうというものもあります。

2問目で紹介した2倍化で今後の家計状況が「厳しくなる」・「どちらかといえば厳しくなる」と答えた方のうち、今後の受診や服薬について減らす、相談するという方が約半数。

受診控え、治療控えが始まっています。介護サービスの回数を減らすという方もおられます。一方でこういう声もあります。

受診状況を変えられない、治療しているので命に関わる、喘息があるので通院や薬は減らせない、このような方は他に切り詰めるところがなく、途方に暮れている状況も見とれます。

高齢者のことをもっと考えてほしい。国民に負担を求める前に、政府自身をもっと改革することがある。さらには、戦後の日本の成長時代を支えてきた超高齢者に、急に2割負担はひどいと思います。今まで税金や介護保険料など、しっかり払ってきましたという声もあります。まさに怨嗟の声が今、渦巻いています。

以上述べてきたように、窓口負担の2倍化によって、既に生じている影響は看過できず、国に直ちに中止を求めるべきではないか所見を伺い、私の質問を終わります。

○議長（森山 浩二） 答弁を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） まず私から、保険料滞納と短期保険証についての御質問にお答えいたします。

短期保険証は、保険料負担の公平性の確保と、安定した財政運営の観点も踏まえお送りしているものであります。

保険料の徴収及び事情の把握など相談対応の事務は、法令に基づき市町村が行っており、分割納付の相談や、減免制度の案内、福祉制度につなぐなどきめ細やかに対応しております。

私からは以上でございます。

○広域連合長（二場 公人） 議長。

○議長（森山 浩二） 二場広域連合長。

○広域連合長（二場 公人） 最後に、2割負担の国の中止を求めるべきとの御質問にお答えいたします。

今般の見直しは、全ての世代で支え合う持続可能な制度とするため、避けられない必要な改革と捉えております。国に中止を求める考えはございません。

以上です。

○議長（森山 浩二） 通告のございました質問は以上でありますので、これで一般質問を終わります。

- 日程第14 請願第1号 75歳以上の医療費窓口負担2割自己負担の凍結を求める意見書採択と正規保険証の交付を求める請願書
- 日程第15 請願第2号 広域連合議会において「75歳以上の高齢者のいのちと健康を守る」政策を国に求める請願書
- 日程第16 請願第3号 後期高齢者の医療制度「改悪」等に反対する“国への「意見書」提出”を求める請願
- 日程第17 請願第4号 75歳以上の医療費窓口自己負担2割化の凍結などを求める意見書提出についての請願書

○議長（森山 浩二） 次に、日程第14、請願第1号から、日程第17、請願第4号までの4件を一括して議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 紹介議員として、4本の請願についての趣旨説明を行わせていただきます。

まず、請願第1号でございます。

福岡・佐賀民医連共同組織連絡会から提出されております。

「75歳以上の医療費窓口2割自己負担の凍結を求める意見書採択と正規保険証の交付を求める請願書」です。

75歳以上の高齢者の医療費窓口2割負担が、昨年10月から実施されました。

単身世帯で年収200万円以上、複数世帯で320万円以上の370万人もの方々が1割から2割へ2倍の負担となりました。

また、制度発足時より値上がりし続けている保険料も、2024年度からさらに上げが予定されている。保険料滞納者数が、2021年6月では7,900人、そのペナルティとして短期保険証が発行されている。こういう事態が述べられています。

この2倍化が、受診抑制の要因ともなっているということでもあります。

福岡県民主医療機関連合会が、昨年10月5日より集約をし始めました医療費窓口2倍化に関するアンケートでは、当時で300人の方から声が集まっていますが、医療費支払負担が大きいという声が多いということでもあります。

支払いのための節約費用項目、これでは、貯金の取崩し、病院に行く回数を減らすなどまさに命を削っている実態が浮き彫りになったということが述べられております。

こういう状況を踏まえて、請願事項としては、1項目目、「国と関係省庁に対し75歳以上の医療費窓口2割自己負担の凍結を止める意見書を提出してください」というものであります。2項目目は、「後期高齢者医療短期被保険者証の発行を直ちに中止し、全ての後期高齢被保険者に正規の保険証を発行するよう、これは各市町村等に要望してください」というものであります。

続いて、請願第2号であります。

公益社団法人福岡医療団からのものであります。

「広域連合議会において「75歳以上の高齢者のいのちと健康を守る」政策を国に求める請願」です。

ここでも、先ほどの趣旨と同様に医療費の窓口負担増、これが患者の受診抑制を引き起こしているということが述べられております。

危険緩和措置としての配慮措置、これも外来受診の3年間だけであり、入院については措置が取られていないということが指摘されています。

今般の2割化で、現役世代の負担軽減が行われると国は言っていますが、月額30円程度であり、とても世代間の負担の公平という言い分にはなっていないということであ

ります。

また、厚生労働省が75歳以上の高齢者の医療保険料を2024年度から引き上げる制度改革について、高額所得者だけでなく、中間所得者まで対象に引き上げる改定法案を示し、今年の通常国会に改正法案を出す方針となっている。この点を踏まえ、75歳以上の医療費窓口2割負担の導入に続く負担増であり、これの中止を求めたいという趣旨が述べられております。

福岡医療団が独自で行ったアンケート調査、ここでもやはり2倍化で生活が厳しくなっている、などの声が寄せられているということでもあります。

請願項目については、やはり、「75歳以上の医療費窓口負担2割化の凍結を求める意見書を国と関係省庁に出してほしい」というもの。

そしてもう1点は、「75歳以上高齢者の健康実態及び影響調査について、2割化以降どうなっているのかということについて調査してほしい」ということでもあります。

「あるいは国と関係省庁が実施してもらうように要望してほしい」というものです。

請願第3号につきましては、全日本年金者組合福岡県本部からの提出です。

医療費2倍化への改定については、今の2本の請願と同趣旨のことが述べられております。

そして、厚生労働省が昨年末、さらに一人当たりの保険料を2024年度から引き上げるという方針を打ち出したことについても述べられております。これが実施されると、途方もない保険料の増額が押し付けられるということに懸念を示しています。厚労省が先に、介護保険料の増額、介護利用サービス料の2、3倍化を2023年度にも実施したいとして、その作業を進めているという事態にあり、2023年度年金支給額はわずかに増えるものの、物価高に見合うものにはなっていない。

こういう実態を踏まえ、後期高齢者の多くが、命と暮らしさえ危うくする状況に陥っている。社会保障の大幅後退は決して容認できないと述べた上で、政府に対する3本の趣旨の意見書提出を求めています。

1つは「医療費窓口負担を1割に戻すこと」。1つは「医療保険料の増額計画を撤回すること」。1つは「介護保険料引き上げ・介護サービス利用料の引き上げを断念すること」というものであります。

最後に、請願第4号です。

福岡県社会保障推進協議会からの提出です。

これも2割負担の導入について、厳しい状況が課されている、それに続き、政府が12月16日に税制改正大綱を決定して国民負担増で軍事費2倍化を閣議決定したこと。

国民のいのちと健康が脅かされているときに、医療費の負担増政策が安全保障に逆行しているということ。

今こそ国は、軍事費ではなく、医療・社会保障の予算を増額し、高齢者のいのちと健康を守らなければいけないということが指摘されております。

また、10月14日、2024年秋に健康保険証を廃止してマイナ保険証に1本化する方針が国から示されている。この方針に反対世論が急速に広がっていることが示されており、健康保険証が廃止となれば、マイナンバーカードを持たない者は公的保険診療から遠ざけられるといったことになりかねず、国民皆保険制度の下で守られている、国民の健康といのちに重大な影響が及ぶということが述べられています。

政府が行うべきことは、コロナ禍においてひっ迫する医療現場の体制を拡充することだと指摘をされております。

こういう点を踏まえ、請願事項としては、「国と関係省庁に対し、医療費窓口負担2倍の凍結を求める意見書を提出すること」、そして、「健康保険証廃止を中止し、マイナンバーカードを強制するあらゆる取組を行わないことを求める意見書を提出すること」であります。

以上4本の請願であります。

私は毎議会ごとにこのような請願を紹介してまいりましたが、残念ながら議員の皆様から多数賛同いただくということにはなってきませんでした。

この広域連合議会に出席するのは今回が最後かも知れません。

しかし、議員各位におかれましては、各自治体の首長の方であったり、議長さんであったり、市議会議員であったり、やはり住民に最も近いところで住民の声を踏まえて活動されておられる方々だろうと思います。

そういう方々に対して、住民の皆さんが切実な要求を請願という形で出しておられる。この趣旨をぜひ踏まえていただいて、今回の請願についても多数の賛同をいただいて、採択されるように、切にお願いをして趣旨説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森山 浩二） これら請願に対する執行部の参考意見を求めます。

○事務局次長（齋村 隆一） 議長。

○議長（森山 浩二） 齋村事務局次長。

○事務局次長（齋村 隆一） 皆様のお手元に「請願項目に対する執行部の参考意見」を配布させていただいております。

まず、おめくりいただきまして、最初のページの請願第1号から第4号共通の「窓口2割負担を凍結するよう国に意見書を提出すること」、次のページですけれども、請願第1号のうち「短期保険証の中止」、さらに次のページで請願第2号、「健康実態・影響調査」につきましては、先ほどの答弁と同趣旨でございますので説明は省略させていただきます。

次に、さらにおめくりいただきまして、請願第3号のうち、「保険料増額計画の撤回」、さらにおめくりいただきまして、請願第4号のうち、「保険証廃止及びマイナンバーカード強制の中止について政府に意見書を提出すること」につきましては、結論のみ執行部の意見を申し上げますと、それぞれ、2つ目の丸印のとおり、全国協議会を通じまして、

国に対し慎重な検討などを求めており、今後の国会審議や国の検討状況を注視してまいりたいと考えております。

参考意見は以上でございます。

○議長（森山 浩二） これより採決をいたします。

まず、請願第1号「75歳以上の医療費窓口負担2割自己負担の凍結を求める意見書採択と正規保険証の交付を求める請願書」の採決をいたします。

お諮りします。請願第1号を採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号「広域連合議会において「75歳以上の高齢者のいのちと健康を守る」政策を国に求める請願」の採決をいたします。

お諮りします。請願第2号を採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第3号「後期高齢者の医療制度「改悪」等に反対する“国への「意見書」提出”を求める請願」の採決をいたします。

お諮りします。請願第3号を採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号「75歳以上の医療費窓口自己負担2割化の凍結などを求める意見書提出についての請願書」の採決をいたします。

お諮りします。請願第4号を採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、議事日程は全て終了しました。

お諮りします。本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定いたしました。

■閉会（午後3時30分）

これもちまして、令和5年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

森山 浩二

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

武末 茂喜

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

道 廣幸